

連載

知っていますか？ 自治基本条例

No.10

今月号では、平成27年4月から進めている「自治基本条例」の点検作業の内容についてお知らせします。

6月30日(火)実施 第3回有識者会議

①各条文内容の確認作業

第2回有識者会議(5月26日実施)で確認した第7章の続きからを確認しました。

出された意見や質問

- ・パブリックコメントやコミュニケーションなどの言葉が難しい
- ・「別に条例で定める」を具体的に示すことはできないか
- ・NPOに関する意見 など

②グループ対話

まちづくりに関する意見交換をワールドカフェ形式※1で行いました。

出された意見(キーワード)は、次の3つに分類し、次回会議であらためて検討します。

- ① 条例改正を要するもの
- ② 条文の内容を理解するための解説を要するもの
- ③ 条例を生かすための取り組みが必要なもの



▲グループ対話(ワールドカフェ形式)のようす▲

※1ワールドカフェ形式

少人数でテーブルを囲み、テーマについて自由に、カフェでリラックスして話すかのように、アイデアを出し合う形式。

今後の予定

① 条例の見直しの必要性

(条例制定後の市民意識や社会的状況の変化などを考慮し、検討する)

7月

② 条例の周知・活用状況と市の取り組み

(これまでの周知方法や活用状況を確認し、市の取り組みについても検討する)

8月

① 答申の取りまとめ作業

(これまでの意見や議論などを踏まえ、市への答申を取りまとめ)

② これからの活用方法や周知方法

(条例をどのように活用すべきか、市民への周知方法などを検討する)

※有識者会議の会議録や資料は、ホームページに掲載しています。

ホームページに掲載しています。

http://www.city.nayoro.lg.jp/

トップページ「暮らしの情報」

まちづくり「住民自治・町内会」

自治基本条例

問い合わせ

企画課企画調整係

(名寄庁舎3階)

☎01654③2111

(内線3311)

☎01654③9083

✉ny-kikaku@city.nayoro.lg.jp

「なよろ冬カレンダー」に掲載する写真・絵を募集します

申込期限
8月31日(月)

テーマ

名寄の冬(自然・人・動物・生活など)

応募資格

どなたでも応募できます。

作品規格

写真は2L判、絵はA4判まで(カラー)横長とします。

応募点数

1人2点以内。(応募作品は原則として返却できません)

申込方法

①持参、郵送

②メール(容量は4メガバイトまで)

※作品には、必ずタイトルや撮影場所などの情報を添えてください。
※郵送、メールの場合は標題を「冬カレンダー」とし、住所・氏名・電話番号を明記してください。

※メールの場合、1週間以内に受信の通知(返信)をします。通知が無い場合はメールが受信できていないことが考えられますので、お手数ですが担当までご連絡ください。

申し込み・問い合わせ

企画課企画調整係(名寄庁舎3階)

☎01654③2111(内線3309)

✉ny-kikaku@city.nayoro.lg.jp